

浜松市立佐鳴台小学校のいじめ防止等のための基本的な方針

1 はじめに

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為である。いじめに関係した子供それぞれに自覚があろうがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もある。

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなりうる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。学校では、これらのキーワード等をもとに、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた色々な取組がなされてきたが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととする。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本中学校区において一層質の高い教育活動が展開されることを期待している。そして、子供と保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されることを期待している。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

佐鳴台小学校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの理解・考え方

子供が、いじめ加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレス」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われている。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかったも言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われている。

代表的な加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」ということになる。しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないこ

とが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要がある。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 組織の設置

本基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施、②それらの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取組の効果・成果の検証、③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施、④基本方針の見直しや改善、等を行うものとする。

いじめ対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・いじめ対策コーディネーター・生徒指導主任
	委員	主幹・各学年主任・養護教諭・発達支援教育コーディネーター
	特別委員	学校運営協議会の委員 SC SSW
会議の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ対策委員会の実施日時を学校の日課に位置づけ、原則毎月開催する。 ・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する。

(2) 未然防止対策

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こっている」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、佐鳴台中学校とも情報の共有をし、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施していく。

未然防止のための手立て

① 子供たちや学級の様子を知る

子供たちや学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子供たちと場を共にすることが必要である。そのために「教師は子供たちと一緒に活動する」ことを指導の原則とする。

② いじめについて考える場の設定

いじめの表れとしては、以下のようなものが考えられることを折を見て繰り返し指導をする。

- ・冷やかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ・無視・金品のたかり
- ・軽く体を当てられる・遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする
- ・物を隠されたり、盗まれたり、こわされたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、被害者の「いじめを受けた子供の立場に立つ」ことであることを伝え、理解させる。

また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりすることや、「傍観者」もいじめに加担していることを伝えていく。

教員は、いじめを深刻化させる二つのキーワード「アンバランス・パワー、シンキング・エラー」※1について共通理解し、いじめを、いじめでないものから切り分け、その危険をいち早く察知するように努める。また、いじめが深刻化する前に迅速な対応に努める。二つのキーワードを児童にも周知し、児童が自分の陥りがちなシンキング・エラーに気付いたり、周囲の友達の関わりの様子に目を向けたりすることができるようにする。「いじめはいけない」「いじめを防ごう」という意識を持ち、ピアサポート※2で築かれた温かな関わりができる学校風土を確立する。

(Unbalanced Power) ・ ・ ・ 力の不均衡 1人対複数、上級生対下級生
発言力の強い物対弱い者など

(Thinking Error)

(加害者側) 共感性を失った間違った考え方

ふざけているだけ、相手が悪いから

みんなもしているから

(被害者側) 自尊心の傷つき、自己肯定感の低下からくる間違った考え方

自分が悪いから仕方ない

我慢すればいい

(傍観者側) いじめ防止の鍵を握るが、時として加害者側に流れてしまう

いつものことだから、ああいう関係性なんだ

※1 「学校を変えるいじめの科学」和久田 学 著

※2 「不登校・いじめを起こさない集団作り～ピアサポートに学ぶ」山口 権治 著

③ 基本的生活習慣の徹底

教師も子供も、「集団の一員としてよりよく生きる」姿を目指すために生活の重点目標を設定し、自分の存在が人のためになっていることに喜びを感じる自己有用感や自分たちの力で考え行動できる自治・自浄能力のある子供を育てる。

＜年間の生活重点目標＞

- 命を大切にする。
- 明るい挨拶と元気な返事ができるようにする。
- みんなが気持ちよく生活できるようにする。

④ 人権を尊重する教育の推進 豊かな心の育成

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させる。

⑤ 人間関係づくりのスキルの習得

相手の気持ちに寄り添った「温かな聞き方」、「グループエンカウンター」「ピアサポート」による人間関係づくりのプログラムを積極的に取り入れる。

⑥ 保護者や地域への働きかけ

「保護者は、子供が社会のルールやマナー、『さなるっ子の約束』を守るように教える。」など、家庭教育の大切さやいじめのもつ問題性を具体的に理解してもらうように、HPやブログ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

また、佐鳴台中学校区健全育成会いじめ対策委員会やPTAの各種会議、保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

(3) 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つことが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

早期発見のための手立て

① 教師は子供たちと一緒に活動する

休み時間や昼休み等の機会に、子供たちの様子に目を配る。「教師は子供たちと一緒に活動する」ことを目指す。また、学習のノートなど子供が書いたものには目を通すように心掛ける。

② 集団を見る視点

成長の発達段階からみると、小学校2年生後半からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなり、その時期にいじめが発生しやすくなる。そこで、発達段階に応じた友達同士の関わり方を理解すると共に、担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握していく。

③ 教育相談

日常生活の中での教職員の声かけ等、子供たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、1学期に「子供面談」を設定し、担任と子供のつながりを深めるためのきっかけや子供を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

また、原則として、毎週火曜日に教育相談日を設定し、保護者が気軽に相談できる場を設ける。これについては、学校便りで毎月知らせるようにする。

④ 各種アンケートの活用

子供や保護者を対象にしたアンケートを行い、広く情報を求める。

友達関係やいじめ行為に関する「心のアンケート」を各学期一回実施し、記載されていた内容について子供と面談をして情報をつかむ。さらに、保護者に対してもアンケートを実施し、いじめ防止に関心をもってもらうと共に地域の情報を提供していただき、得た情報についてすぐに対応をする。また、必要であれば、実態に応じて随時アンケートを実施する。

4 発見したいじめへの対応

(1) 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子供を守り通すとともに、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子供の社会性の向上や人格の形成等を主眼に置いて指導を行う。

そして、職員会議や打ち合わせなどで情報の共有をし、教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。

いじめと認知した案件については、いじめの行為が止んでいて、被害児童及びその保護者に対して心身の苦痛を感じなくなるまで見守っていく。

(2) 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努める。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりをもつ。

いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を

優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子供から事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行う。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応にむけた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告する。

触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく佐鳴台交番・浜松中央署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求める。

(3) いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は、子供の自尊心・プライバシー等に配慮して行う。また、保護者の協力体制の下、子供の不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。

「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊心を高めたりできるような支援を行う。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて、加害の子供を別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。

いじめを受けた子供や保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取組について丁寧に説明し、取組のねらいと効果はもちろんのこと、できることとできないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたりたい。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子供や保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していく。そして、いじめを受けた子供や保護者が心身の苦痛を感じなくなるまで見守っていく。

(4) いじめた子供や保護者への指導・助言

一定の教育的配慮の下、いじめたとされる子供からも事実関係の聴取を行う。いじめたとされる子供には、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子供が抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子供の安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子供の保護者に伝えて、理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子供の保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子供や保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒と

いった措置も視野に入れながら、当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指すものとする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で、事実関係の聴取を行う。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかける。

すべての子供が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

(6) いじめの一定解消後の継続的な指導

いじめが一定解消したとみられた場合であっても、引き続き十分な観察を行い、折に触れて指導を継続的に行う。職員は、対象児童に積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。そして、対象児童の良さを見つけ、褒めたり認めたりして、自尊心を高めるよう支援する。また、いじめ対策委員会メンバーを中心に、再発防止、未然防止のために日常的にできることを洗い出し、いじめのない学級・学校への取り組みを強化する。

被害側、加害側の保護者には、個別面談等の折に進捗状況について報告や確認をし、引き続き協力体制を依頼していく。

※「いじめの一定解消」とは、被害者が安心して生活できている状態になって3ヵ月未満である状態を言う。いじめの「解消」には、一定期間（概ね3ヵ月程度）の状況確認が必要であることを理解し、継続的な指導を行い、解消状況を判断していく。「解消後」も校内で体制を整え、見守りや声掛けを続ける。

(7) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダーに対する削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松中央警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス：LINEやmixi、GREE、Mobage、Ameba等）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止に注力する。SNS各種の仕組みや使い方、どのように利用されているのか等、基本的なことを理解するための職員研修を積極的に行い、未然防止の為の指導に生かす。また、子供にネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子供のインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 子供が自殺を企画したとき
 - ・ 子供が精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 子供が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 子供が金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子供が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、SC、SSWなどの専門家の助言を受け、警察や児童相談所などの関係機関と連携をとる。

関係児童・保護者への調査・指導や情報提供は、浜松市教育委員会の指示・監督のもと、適切に行う。

令和4年3月改訂